

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 産業廃棄物処理施設の設置の許可申請【環境局環境監視部産業廃棄物対策課】 2

◇ 教育委員会

- 北九州市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局学校支援部学事課】 4

北九州市告示第 379 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定により次のとおり告示し、申請書及び同条第 3 項の書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、北九州市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和 5 年 10 月 16 日

北九州市長 武内和久

1 申請者

北九州市八幡西区黒崎三丁目 8 番 18 号

株式会社 松尾環境

代表取締役 角 武志

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

北九州市若松区響町一丁目 62 番 41

3 産業廃棄物処理施設の種類

汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設及び産業廃棄物の焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず及び感染性産業廃棄物

5 申請年月日

令和 5 年 9 月 19 日

6 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策課

7 縦覧期間

令和 5 年 10 月 16 日から同年 11 月 16 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

8 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 5 年 11 月 30 日までに、第 6 項の縦覧場所に到着するように提出すること。

（1） 意見を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、

その代表者の氏名

- (2) 申請者
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- (4) 産業廃棄物処理施設の種類
- (5) 生活環境の保全上の見地からの意見

北九州市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月16日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第4号

北九州市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市奨学資金条例施行規則（昭和45年北九州市教育委員会規則第8号）
の一部を次のように改正する。

第5条本文（各号列記以外の部分に限る。）中「2人」を「1人」に改める。

付 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。